

大竹市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本市が締結する契約等から暴力団等を排除する措置について、大竹市契約規則（昭和39年大竹市規則第16号）及び大竹市建設工事執行規則（平成10年大竹市規則第22号）に定めるもののほか、必要な事項を定めることにより、契約等の適正な履行を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 契約等 本市が、その発注に係るものとして締結する契約であって、次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 物品の購入、修繕、借受け、売払い及び交換に係る契約
 - イ 大竹市建設工事執行規則第2条に規定する建設工事に係る契約
 - ウ 測量業務、土木関係建設コンサルタント業務、建築関係建設コンサルタント業務、地質調査業務、補償関係コンサルタント業務、その他建設工事に関連する業務の契約
 - エ アからウまでを除く委託業務又は役務の提供を受ける業務に係る契約
 - オ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条に規定する公有財産の売払いに係る契約
 - カ 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第2条第2項に規定する特定事業に係る契約
 - キ 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者に係る協定
 - ク 前各号に掲げるもの以外の契約であって、暴力団等との契約を必要とする特段の事情があるとして市長が別に定める契約以外のもの
- (2) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。次号において「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (3) 暴力団員 暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (4) 暴力団関係者 暴力団、暴力団員に協力し、又は関与する等これとかかわりを持つ者として、警察から通報があった者又は警察が確認した者をいう。
- (5) 暴力団等 暴力団、暴力団員及び暴力団関係者をいう。
- (6) 不当介入 契約等の相手方（以下「受注者」という。）に対して行われる、当該契約等の履行に関する不当要求（事実関係及び社会通念等に照

らして合理的理由が認められない不当又は違法な要求をいう。)又は業務妨害(工事妨害を含み、契約の適正な履行を妨げる行為をいう。)をいう。

(指名除外による排除等)

第3条 市長は、大竹市建設工事等指名競争入札参加者選定要領(平成3年7月3日制定)第10条の規定により、競争入札に参加する資格の認定を受けた者が別表に掲げる措置要件のいずれかに該当すると認められるときは、建設業者等指名除外要綱(平成11年6月21日制定。以下「指名除外要綱」という。)に基づき速やかに指名除外を行うものとする。

2 市長は、前項に掲げる者以外のものであって、本市の競争入札の参加者となる者又は随意契約の相手方となる者(相手方を特定するために見積書を徴しようとし、又は特定する手続に参加させようとする者を含む。ただし、次項に該当する場合を除く。)が別表に掲げる措置要件のいずれかに該当すると認められるときは、指名除外要綱に準じた措置又は当分の間契約等の相手方としない措置を講じるものとする。

3 市長は、公有財産の売払いにおいて、前2項に掲げる者以外のものであって、前条第1号オに規定する契約の相手方となるため、本市に申請又は登録の申込み等を行った者が、別表に掲げる措置要件のいずれかに該当すると認められるときは、契約の相手方としないよう措置を講じるものとする。

(入札公告における排除)

第4条 市長は、一般競争入札を行うに当たり、入札公告において、入札に参加できる者に必要な資格に関する事項として、別表に掲げる措置要件のいずれにも該当する者でないことを明記するものとする。

(下請負等からの排除)

第5条 市長は、受注者が別表に掲げる措置要件のいずれかに該当する者に契約の履行を委託し、又は請け負わせることを承認してはならない。

2 受注者は、別表に掲げる措置要件のいずれかに該当する者を資材、原材料の購入契約その他契約の相手方としてはならない。

(契約等の解除)

第6条 市長は、受注者が別表に掲げる措置要件のいずれかに該当すると認められる場合に、当該契約等の解除ができるよう措置を講じるものとする。

(不当介入に対する措置)

第7条 市長は、受注者が契約等の履行に当たって、暴力団等から不当介入を受けたときは、速やかに市長への報告を求めるとともに、大竹警察署に届出させるものとする。

2 市長は、前項の報告があった場合は、大竹警察署と協議を行い、受注者を適切に指導するものとする。また、不当介入による被害を受けている場合には、

大竹警察署に被害届を提出させるものとする。

3 市長は、前2項の規定について、機会あるごとに受注者を指導するとともに、受注者の下請負人等が暴力団等から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し前2項と同様の措置を行うよう、受注者に求めるものとする。

4 市長は、受注者又は受注者の下請負人等が暴力団等から不当介入を受け、適切に警察への通報等及び市長への報告が行われたと認められる場合にあって、履行延滞等が発生するおそれがあると認められるときは、必要に応じて、工程の調整、工期の延長等の措置を講じるものとする。

5 市長は、受注者が第1項の警察への届出及び市長への報告を怠ったことが確認されたときは、指名除外要綱に基づき指名除外等の措置を講じるものとする。

(関係機関との連携)

第8条 市長は、この要綱の運用にあたっては、大竹警察署との密接な連携のもと行うものとし、必要な手続は別途定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成21年10月1日から施行する。ただし、第4条の規定は、平成21年10月1日以後に入札公告するものについて適用する。

別表

措置要件
1 代表役員等若しくは一般役員等（個人にあってはその者を、法人にあっては支店及び営業所を代表する者を含む。以下同じ。）が、暴力団員若しくは暴力団関係者であると認められるとき、又は暴力団員若しくは暴力団関係者が法人等（法人又は法人格を有していない団体及び個人事業主をいう。）の経営に実質的に関与していると認められるとき。
2 代表役員等又は一般役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団等の威力を利用するなどしていると認められるとき。
3 代表役員等又は一般役員等が、暴力団等又は暴力団等が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人、組合等に資金その他の財産上の利益を提供しており、又はこれらに便宜を供与するなどして積極的に暴力団の維持運営に協力若しくは関与していると認められるとき。
4 代表役員等又は一般役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
5 代表役員等又は一般役員等が、暴力団等又は暴力団等が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められ、若しくは4に該当することとなる法人、組

合等であることを知りながら，これを利用するなどしていると認められるとき。